

東秩父村長選挙 8月28日(日) 投開票

任期満了(9月6日)に伴う東秩父村長選挙が8月23日(火)告示、8月28日(日)投開票で行われます。選挙の日程および立候補等については先月号広報でお知らせしましたが、今月号では投票について詳しくお知らせします。

私たちの生活に大きなかわりのある大事な選挙です。あなたの一票を大切にしましょう。

投票のできる人

今回の選挙にあたって投票のできる人は、平成10年8月29日以前に生まれ、引き続き3ヶ月(5月22日までに転入届をした人)以上投票日まで、本村の住民基本台帳に登録されている方です。

事務処理の都合上、投票所入場券は早めに配布されますが、入場券を受け取った方でも、投票日までに出された方は投票できませんのでご注意ください。また、8月5日以降に村内で住所を移動(転居)された方は、8月4日現在の住所地の投票所で投票していただきますので、お間違いないようお気を付けてください。

期日前投票および不在者投票

1 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などにより自ら投票所にて投票で

きない方は、この制度により投票日前でも投票することができます。

8月24日から8月27日まで、毎日午前8時30分から午後8時までの間、役場で投票ができますので、入場券をご持参ください。

なお、入場券は8月23日の告示日までに各世帯へ郵送する予定です。

2 病気による不在者投票

病気等のため入院している方でも、指定病院等(ベッド数が概ね50床以上で県が指定)の場合、病院等で不在者投票ができますので、病院長等に申し出てください。

3 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるため投票所で投票ができない方は、自宅等から投票できます。

ただし、障害の程度を事前に選挙管理委員会に届け出て、郵便等投票証明書の交付を受けて

おく必要があります。詳しくは選挙管理委員会までお問合せください。

なお、請求期限がありますので、お早めにお問合せください。身体に重度の障害がある人とは、両下肢、体幹の障害、移動機能の障害にあつては、身体障害者手帳の1級または2級。心臓、腎臓等の障害にあつては1級または3級。免疫、肝臓の障害にあつては1級から3級までの人です。また、介護保険の被保険者証に要介護5が記載された人です。

代理投票

手などが不自由で文字を書くことができない方、目の不自由な方には、代理投票や点字投票の制度がありますので、投票所の係員に申し出てください。

詳しくは、村選挙管理委員会にお問合せください。

人生は"+α"で夢をつかまえられるんやで!

— 笹篠賢治氏 ふれあい講演会「夢に向かって、今できること」 —

7月5日(火)東秩父中学校で「ふれあい講演会」が行われ、元プロ野球選手であり、ソウルオリンピックの銀メダリストの笹篠賢治氏を講師に迎えました。

この講演会は、中学生の確かな学力と自立する力の育成のために毎年行われているものです。講演には保護者や地域住民の皆さんも集まり、笹篠さんの関西弁で親しみやすい口調で投げかけてくれる言葉を熱心に聴き入りました。

「いろいろな考え方や、努力をしなければいけないときは、必ずそれに"+α"(もう一段上の目標)をつけるんやで、そうすれば必ず夢はつかめるんや」、「計画、実行、確認。これを繰り返して人は大きくなるんや」と生徒から大人までにやさしく届くボールを投げてください、皆さんは心のミットでうまくキャッチできたようです。

また、笹篠さんは聴いている皆さん全員に銀メダルを贈らせてください、その重みを教え、最後にこうおっしゃってくださいました。

「みんながメダルを取れた時は、おいちゃんにも見せてね」

